

「死刑制度に対する国民救援会の見解」改定版発表にあたって

2025年6月25日

日本国民救援会中央常任委員会

死刑囚だった袴田巖さんが再審無罪となった事件は、無実の人が死刑にされかねないという恐ろしい危険性を突きつけました。これまでに袴田さんを含め5件の死刑事件が再審無罪となっています。国民救援会は、この5事件すべてについて救援運動を推進し、死刑台からとり戻すことができました。しかし、冤罪なのに死刑判決を宣告されて、実際に執行されてしまった人や獄中で無念の死を遂げた人は、国民救援会が裁判を支援し、救援に力を尽くした事件でも多くあるのです。

国際的には死刑は人権にかかわる問題と考えられています。経済協力開発機構（OECD）加盟国38カ国中、死刑執行を続けるのは日本だけです。国連総会は死刑廃止を視野に執行停止を求める決議を9度採択し、日本は国連の人権機関から繰り返し死刑廃止の検討を求められています。こうした流れを受け、日本弁護士連合会の呼びかけで2024年2月に有識者、国会議員、警察庁長官・検事総長・日弁連会長経験者などからなる「日本の死刑制度について考える懇話会」が設けられ、同年11月13日に報告書をまとめました。報告書は、現行の死刑制度と運用には多くの問題があり現状のまま放置できないとし、存廃を含め根本的な検討を行うために国会や内閣の下に「公的な会議体」を設けて、法改正に向けた結論を出すよう提言しています。

日本国民救援会は、1994年2月6日に「死刑制度に対する見解」を発表して以降、支援事件の有無にかかわらず、死刑執行されるたびに抗議声明を発表してきましたが、その間に見解の質的な発展を図ってきました。

袴田事件の無罪判決確定に際して死刑制度の是非が大きな関心をよんで社会問題となったいま、日本国民救援会は、これまでに発展させてきた見解をふまえて「死刑制度に対する国民救援会の見解」を改定します。これによって、国民救援会会員のみなさんを始め、広く国民のみなさんにおいて、死刑制度の是非についての議論が広がることを期待するものです。

死刑制度に対する国民救援会の見解

2025年6月25日

日本国民救援会

1 はじめに——人のいのちは社会が成立する土台

一人ひとりの生命は、個々人のかけがえのない人生とともに、あらゆる社会が成立するうえでの欠かすことができない土台です。これなくして社会は成り立ちません。

この土台を、法律をつくって、国家によって奪うことを合法化することが、はたして許されるでしょうか。国家は、「人を殺すな」という法律を定めており、その一方で、国は法に従って人を殺してもよいとするような根本的矛盾に正当に目を向けて、死刑制度は廃止されるべきです。

2 死刑制度は廃止されるべきと考える理由

(1) 死刑ほど非情・残酷で不条理な人権侵害制度はありません

- ① 多くの死刑確定者は、命を絶たれる前にも、袴田事件の袴田巖さんが受けた過酷な拘禁境遇で広く知られたとおり、死刑執行の恐怖によりその尊厳ある人格と精神に深刻な障害をきたしています。
- ② 死刑は、個人の人生と社会が成立する土台である人の生命を永遠に奪うもので、どのような執行方法をとろうとも、死刑それ自体が非情・残酷で、不条理の究極です。

(2) 冤罪は、死刑制度の廃止を突き付けています

- ① 人間の行う裁判には誤りがあり、それは司法の構造的な病理が原因です。国民救援会は長年にわたって、冤罪犠牲者の救援運動のなかで死刑問題と向き合ってきました。
- ② 誤判による死刑は、冤罪犠牲者の雪冤・救済のうえで、回復が不可能な刑罰です。さらに、犯罪

被害者にとっても、被害の真実が闇に葬られてしまいます。さらには、闇に隠れた真犯人が完全に放免されることになり、社会全体が二重の負の遺産を抱えることになるのです。

- ③ 自由・人権・民主主義を標榜する国で、この立場からも死刑制度は許されるものではありません。
 (3) 人間の生命の尊厳は、世界の人権思想の到達点となっており、法制化されています

① 国際人権章典

国際連合は、「世界人権宣言」で、「すべて人は、生命…に対する権利を有する。」と宣言しました（第3条。1948年12月10日、国際連合第3回総会）。

1966年には、この宣言に法的拘束力をもたせる「自由権規約」（市民的及び政治的権利に関する国際規約）が採択されています。そこでは、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。」として、各締約国が死刑の廃止に向かうことを勧める規定を置きました（第6条1項前段。12月16日、国際連合第21回総会）。

さらに、1989年には、「死刑廃止条約」（自由権規約第2選択議定書）が採択されました。死刑廃止条約第1条は、「①何人も、この選択議定書の締約国の管轄内にある者は、死刑を執行されない。②各締約国は、その管内において死刑を廃止するためのあらゆる必要な措置をとらなければならない。」と規定して、締約国における死刑廃止の実質的義務を課したのです（日本は未締約）。

生命権は、「人間の固有の尊厳に由来する」もの（自由権規約前文）にほかなりません。それが今日では、国際法として確立しているのです。死刑問題を考える法的原点は、ここに 있습니다。国家が法律を制定すれば、死刑は許されるというものではなくなっているのです。

② 日本国憲法

憲法における人権の総則規定である日本国憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命…に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定めています。また、第36条では、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と規定しています。

最高裁判所大法廷判決（1948年3月12日）は、憲法31条が「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命…を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」との規定を置いていることを挙げて、法を定めているのだから「公務員による…残虐な刑罰」にあたらぬとして、死刑制度を合憲としていました。

しかし、憲法は全体に「個人の尊厳」が貫かれており、その趣旨からは、憲法が死刑罪を置くことを推奨していると捉えることなど、到底できないことは自明です。死刑を考えるにあたっては、「残虐な刑罰」に当たるか否かの文理解釈以前の、根本問題に眼をそらすべきではありません。そもそも、憲法下において「人間の尊厳」「個人の生命権の尊重」と、「国家による殺人」である死刑制度が両立できるわけなどありません。

結局は、「社会の成立条件の土台」であり、かつ「人間の固有の尊厳に由来する」生命権と、その国家権力による剥奪が非情・残酷性と不条理性がつきまとっていることとの、道理ある整合性が問題となります。それは「法律の定める手続」としての死刑制度を廃止すれば済む話に過ぎないことです。

- (4) 国際社会は立法・運用により死刑廃止に向かっています

① 国際人権機関

国連の拷問禁止委員会は、2007年、日本政府に対して、日本の死刑制度の問題点を指摘したうえで、死刑の執行を速やかに停止するべきことを勧告しました（5月18日、日本政府の「拷問禁止条約」の履行状況についての報告書に対する最終見解）。また、国連総会は、同年12月18日の本会議で、初めてすべての死刑存置国に対して死刑執行の停止を求める決議を圧倒的多数で採択し、以後2024年末までに10回決議されています。

さらに、日本政府は、国連の自由権規約委員会から、日本政府の規約実施状況についての定期報告書に対して、くり返して、履行されていないと厳しく勧告され続けています。

二度にわたる「死刑廃止に向けた努力」の勧告（1993年、1998年）に続いて、2008年（10月31日）には、死刑廃止について、「世論調査の結果如何にかかわらず、日本国は、死刑廃止を前向きに考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである」

とし、さらに、死刑事件には必要的再審査手続きを設けるとともに、再審請求や恩赦の出願がなされている場合には執行停止の措置をとるべきことを勧告されています。2014年（7月23日）の勧告では、「袴田巖の事件を含め」として、「強制された自白の結果としてさまざまな機会に死刑が科されてきた」こと、「死刑確定者がいまだに死刑執行まで最長で40年の期間、昼夜間独居に置かれていること」、「死刑執行に直面する人が『心神喪失状態』にあるか否かに関する精神状態の検査が独立していないこと」などの具体的事実を挙げて「懸念」されるとしたうえで、「死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書への加入を考慮すること。」などの行動をとるべきであるとされています。直近の委員会（2022年1月3日）においても、これまで繰り返してきた勧告に対する「措置を講じておらず、また、その意図もないことを遺憾に思う」と断じられました。

② 世界の動き

世界では、すでに144か国が死刑を廃止・停止しており、OECD加盟国で死刑存置国は日本、韓国、米国の3か国のみです。しかも、米国では、22州で死刑を廃止し、3州で死刑執行を停止しています。韓国も、1997年に死刑執行を凍結し、2020年12月の国連総会で、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める議案に初めて賛成を表明しました。国家として統一して執行しているのは日本のみとなっているのです。

③ 日本の動き

1994年、国会では死刑の廃止を実現するために超党派で死刑廃止議連（死刑廃止を推進する議員連盟）が結成されて活動しています。2019年には、元衆院議員の二見伸明氏、不破哲三氏、元内閣総理大臣の村山富市氏、映画監督の山田洋次氏など幅広い人びとのよびかけで、国民救援会も参加する「死刑をなくそう市民会議」が設立されました。2025年には、有識者、国会議員、警察庁長官・検事総長・日弁連会長経験者などからなる「日本の死刑制度について考える懇話会」が設けられ、11月13日に報告書をまとめ、現行の死刑制度と運用には多くの問題があり現状のまま放置できないとし、存廃を含め根本的な検討を行うために国会や内閣の下に「公的な会議体」を設けて、法改正に向けた結論を出すよう提言しています。

(5) 死刑制度を残すべきという根拠には道理がありません

① 犯罪抑止は証明されていません

犯罪抑止の効果については、これまで証明されたことがありません。むしろ、死刑の罪にあたる犯行の実態は、激情犯が圧倒的であり、犯罪抑止力が働いていないのが現実です。また、「死刑になりたかった」と殺人事件（未遂を含む）をおこす加害者が少なくないことは、死刑制度の存在が、残虐な事件や重大な殺人事件を抑止することにつながっていないことを示しています。国際社会では、死刑廃止により凶悪犯が増大した事実は報告されていません。

② 応報刑について、現代世界の刑罰思想はこれを克服しています

応報感情・思想は、端的に言えば「目には目を、死には死を」という、人類の文明社会初期の思想であることが広く指摘されています。同じ時代には、「人を殺すなかれ」という宗教的箴言もあり、その後の社会的規範として定着しているのが現実です。

刑罰観は、歴史的に変化しており、近代の刑罰制度においては応報刑から教育刑、命を奪う「生命刑」や身体に損傷・苦痛を与える「身体刑」から、身体を拘束することで移動などの自由を奪う「自由刑」へと大きく変わってきています。ここにこそ眼を向けるべきです。

③ 被害者感情の一部に極刑要求があるとしても死刑制度の是非とは別の問題です

かけがえのない生命を奪われた被害者の無念さと、大切な人を理不尽な状況下で喪った遺族の果てしない悲しみは、かける言葉も失います。その感情の裡には加害者に対する応報感情が含まれていて極刑の要求になることもあるでしょう。しかし、被害者遺族の大半が必ずしも死刑を求めるわけではありません。被害者遺族の心情やその望むところは多様であり、殺人事件であっても犯人に死刑判決が言い渡されることは稀です。また、その加害者が命を絶たれても、被害者が還ってくるわけではありません。何故こういう事態になったのか真実を知りたいという根源的な問いにも応えることはできません。

被害者遺族が極刑を望む要因には悲嘆のなかで孤立する状況があることに眼を向けて、遺族の想いに寄り添い、支援の充実・強化をすすめなければなりません。これと死刑制度の是非は別の問

題です。

④ 最高裁の死刑を合憲とした判決には説得力がありません

最高裁判所大法廷判決（1948年3月12日）は、「社会を防衛」する目的のために、「死刑の威嚇」で犯罪を一般予防し、犯罪者は「特殊な社会悪」としてその「根元を絶ち」きることで済ました。また、執行方法として、絞首刑でなく、「火あぶり、はりつけ、さらし首、釜ゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば」、違憲となることも述べています。

しかし、死刑制度によって社会防衛の目的が達せられることは証明されていません。この判断は、具体的な検証抜きに、いわば「強弁した」ものでした。また、死刑そのものが、生命を奪い、人間の尊厳を剥奪する非情・残酷・不条理なものであることに眼を瞑り、それを執行の方法にすり替えて、問題をはぐらかしています。なお、この判決の補充意見では、国家の文化の発達により、死刑が「残虐な刑罰」とされて憲法に反するものとして排除され得る、と指摘しています。

(6) 確実な実行犯には、処刑ではなく生涯かけて「償わせる」ことこそ本筋です

① 仮に、現在の死刑確定者が確定判決の認定した犯罪を真実行したものであるなら、当人は、死刑によって人生を閉じるのではなく、生涯を通して、自己と厳しく向き合って反省し、償わなければなりません。加えて、特に被害者遺族にとっては、刑事裁判のシステム上の制約から、必ずしも明らかにならなかった事件の真相・全体像を明らかにする責任があるというべきです。

② 矯正施設の処遇は、犯罪実行者の生きる希望のある状況下で反省と贖罪を勧め、援助する立場に徹するべきです。こうしてこそ、被収容者の更正を理念とする行刑運用との整合性が保たれます。更正の可能性が絶無の人間が存在するという見地に陥れば、行刑運用は瓦解するでしょう。

③ しかし、死刑執行がなされると、その道筋が永久に遮断されてしまいます。事件の真相・全体像を知りたい被害者遺族の心情はもとより、犯罪防止を願う社会にとっても、これくらい不幸なことはありません。

3 情報を提供して国民的な議論を

絞首刑の執行によっても、激しい肉体破損の報告例があり、肉体に及ぼす影響も甚大であることや、死刑執行を実行する人びとが激しい衝撃を受け、ときには精神を病む事例も伝えられています。

死刑制度の運用や執行の実態、死刑確定者の処遇等に関する正確な事実の多くの部分が明らかにされておらず、明らかにされている情報も国民に行き渡ってはいません。

政府は、死刑制度の実体や是非の主張の全体像について情報提供を行い、不毛な平行線的な対立から脱却し、国際人権機関の「世論調査の結果如何にかかわらず、…公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである」との勧告に前向きに答えて、国民的な議論に付すべきです。

4 結語

以上のとおりで、日本国民救援会は、人間の尊厳の一番の源である「生命」を尊重する立場から、死刑に反対し、死刑制度の廃止を求めます。そして、死刑廃止に向かって、以下の措置を執ることを要求するものです。

- (1) 早急の課題として、当面、行政行為としての死刑の執行を停止すること。
- (2) 死刑廃止に至るまでの期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の、当面適用する法律（時限立法・死刑執行停止法）を制定すること。
- (3) 死刑廃止条約（自由権規約第2選択議定書）を批准すること。
- (4) 広く国民に対し、死刑に関する情報を周知し、「廃止が望ましいことを伝える」キャンペーンを継続して行い、死刑制度を国民的議論に付すこと。
- (5) 刑法第9条（刑罰の種類）中の死刑罪を廃止（削除）し、死刑を法定刑に定める罪の内から死刑の部分など関連部分を削除すること。

※ 紹介参考文献

パンフレット：死刑制度を考える10のQ&A（14頁）

2024年2月29日発行、発行者：自由法曹団・日本国民救援会、頒価50円（送料別）